

環境主張建設資材の適合性証明

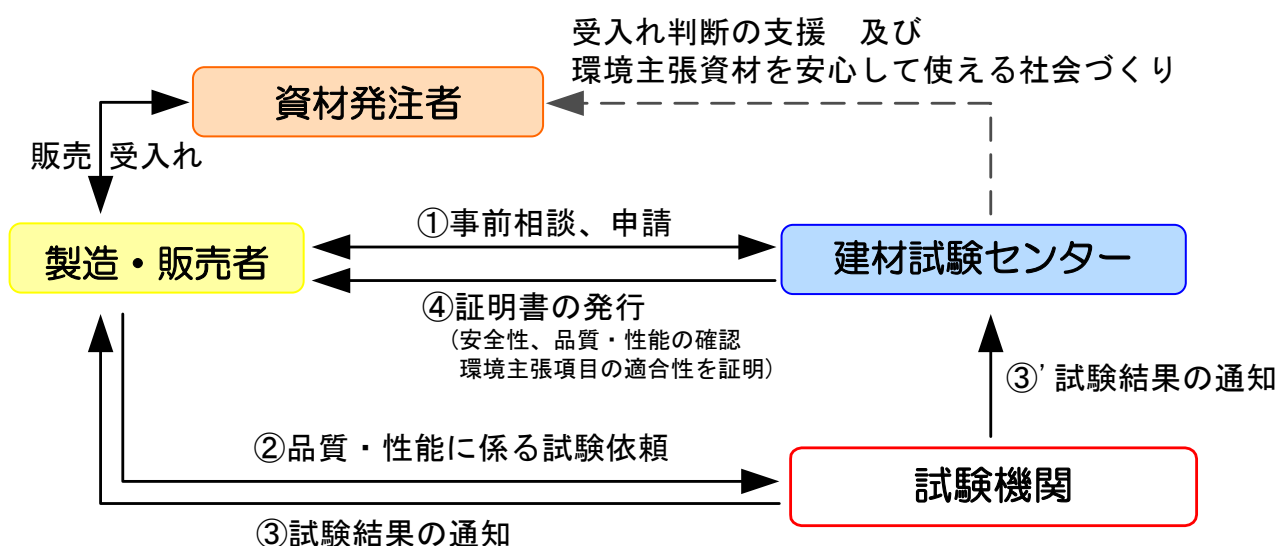
■ 目的

当証明事業は、建設資材を製造・販売されている方の“環境にやさしい(配慮している)”と主張されている建設資材（環境主張建設資材）の開発促進”、資材を発注される方の“受入れ判断の支援”、“環境主張建設資材を安心してご利用頂ける社会づくり”により、環境主張建設資材が普及することを目的としています。

環境主張建設資材の例として、建築物の使用時にエネルギー消費量を低減できるもの、製造時に省エネルギー、環境負荷の低減を図れるもの、3R資材といったものがあります。

■ 概要

当証明事業は、当センターが制定した「建設資材における環境主張適合性評価ガイド(以下、ガイドとします)」に基づき、第三者証明を実施しています。事業の基本形は以下のようになります。



なお、ガイドは、あらゆる建設資材を共通に評価する“ものさし(基準)”です。当センターでは、ガイドをホームページ上にて無料公開しております。

(https://www.jtccm.or.jp/biz/seino/siryu_list/tabid/275/Default.aspx)

■ 他制度における当証明事業、ガイドの適用例

当証明事業、ガイドは、次の団体と連携しております。

- ・ 住宅金融公庫が行っている高規格住宅〈環境配慮型〉の割増融資制度に定める「環境負荷の低減に有効な資材の基準」に適合する住宅用資材の証明も併せて行っております。
- ・ 日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」制度において事業融資を申請する際、当証明事業が有効となります。当該融資に関する詳細は、日本政策投資銀行各店舗へお問い合わせ下さい。
- ・ ガイドは、環境省ホームページにて、環境物品を選ぶ際の情報源として紹介されています。(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a01_06.html)

■ 当証明事業、ガイドは、このような活用が可能です

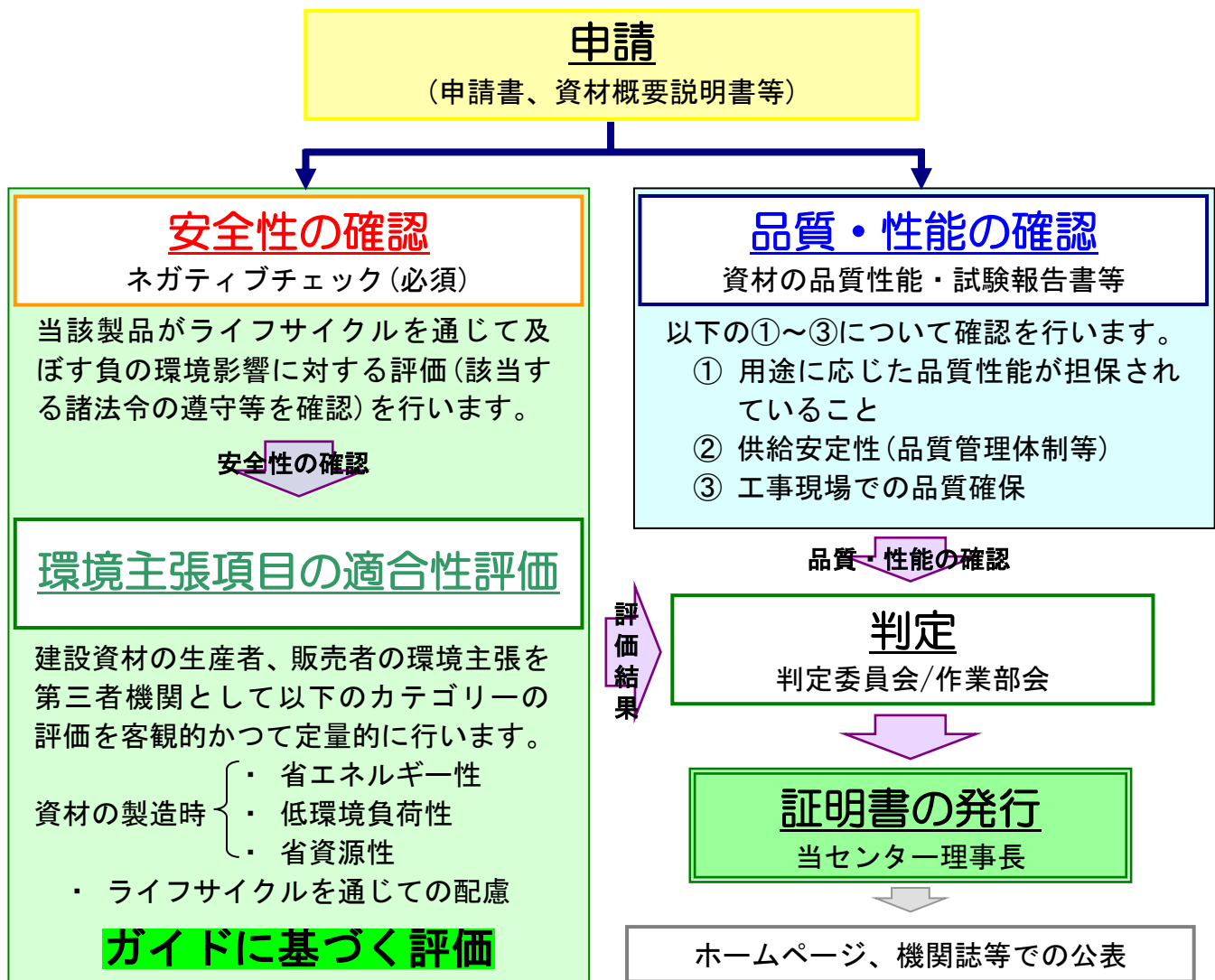
【建設資材を製造・販売されている方】

- ・ 環境主張の内容、度合いを表現することが可能になります。特に共通の“ものさし”を用いることで、他資材との比較が容易となり、差別化を明確にすることが可能になります。
- ・ 資材の開発目標を定める際、ガイドを具体的な目標を定める参考として用いることができます。

【資材を発注される方】

- ・ 共通の“ものさし”による比較を資材選定のツールとして活用できます。また、4つの環境区分により、目的に応じた資材を選定することが容易になります。

■ 申請から証明までの流れ



■ 当該事業の問合せ先

性能評価本部 性能評定課 適合証明担当
TEL : 048-935-9001 FAX : 048-931-8324